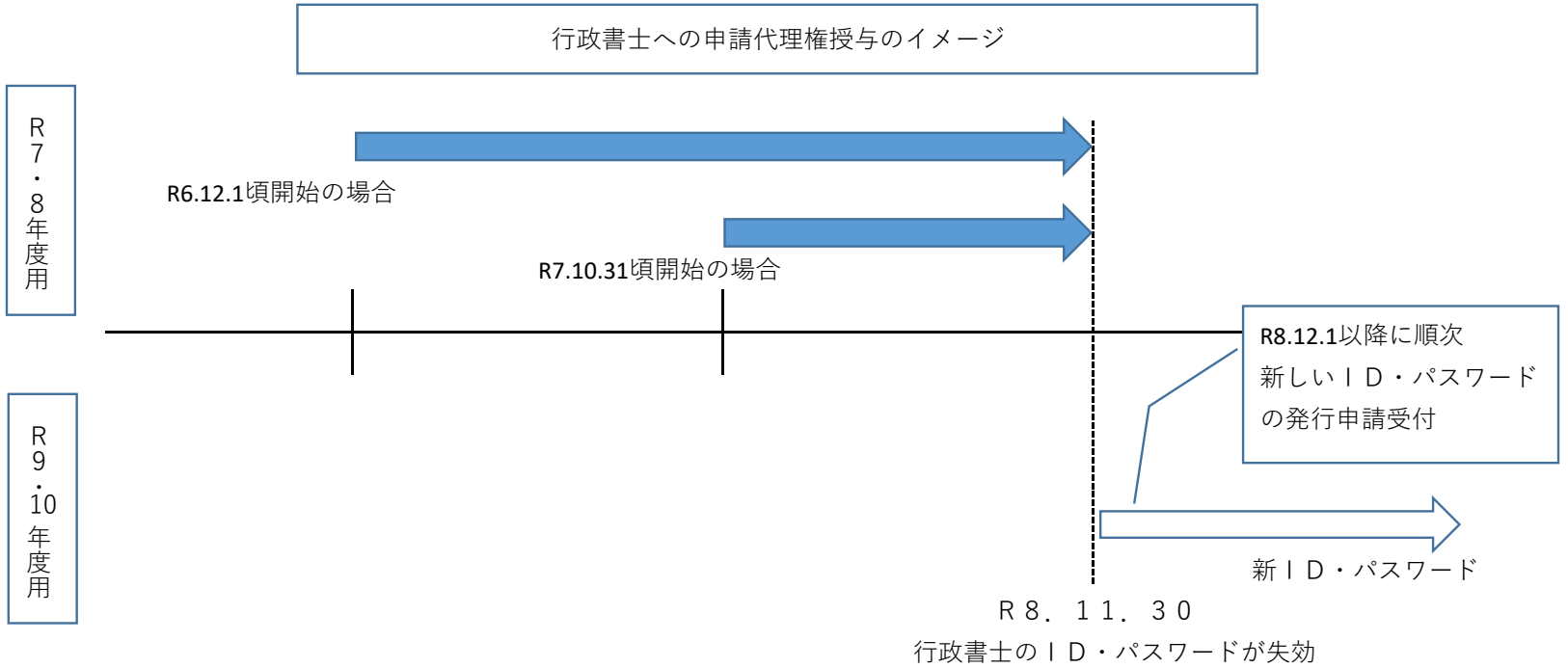



【制度運用にあたっての条件】

○　行政書士に付与したＩＤ・パスワードは定期申請の受付開始前の一定日をもって失効。

○　失効日以後に行政書士から申請を受け付け、最長２年分のＩＤ・パスワードを再度発行。

○　行政書士が保有するID・パスワードは、業者側がICカード未登録の場合やICカード有効期限切れの場合に、ICカードの登録のためにID・パスワードの再発行手続きをすると失効。この場合、行政書士によるID・パスワードの再発行申請が必要。